陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　３４　号
件　　名	「新潟東港横土居地域対策協議会」の運営回答の虚偽をただし，責任の所在を明確にして今後の戒めとすることについて
要　　旨	新潟市議会基本条例第20条には「事務の執行に関する調査」をうたうが，今まで行った陳情「本件協議会」の問題事項の究明はあいまいに終始している。 市民が汗した血税が市民全体の利益のために有効適切で効率よく使用され，仮に不公平で不正乱費があってはならないから，回答疑義事案の責任所在を明確にして，その所管が同じ過ちを繰り返すことのない戒めが必要と思慮する。 ゆえ，陳情事案に対する下記の所管返答文書内容を示してその整合性を問う。 「北区地域課」の説明責任事項，平成22年9月定例会提出返答書「「新潟東港横土居地域対策協議会」の設立と活動経過等について」からの立証要求点。 ２項（１）～（５）における全12回に出席した各委員の氏名は。国道 113 号バイパス用地買収交渉の地権者説明会を連絡会議と返答。 ２項（３），空撮ビデオ制作金17万円の必要性，制作会議日と委員名は。原テープを保有する「新潟港振興協会」は何どきでもだれにでも貸出可である。 ３項，予算編成で承認された予算要求額は連絡会議 2,500 円，総会 5,000 円の日当制であり，一期一括（１万円）制ではないから，出席者数×単価は正当な予算経費支出を否定するが，その整合性は。 （裏面につづく）
付託年月日 委員会	平成 23 年 12 月７日　　　　総務常任委員会
受　　理	平成 23 年 12 月２日　　第４９２号

陳情第34号

	５項（１），東港タクシー㈱，金１万 180 円の使用職員名とその乱費。事業と離れた懇親会で酒宴遊興して泥酔した国，県の職員の自宅送迎交通費の公金支出は許されない。利用者の国・県職員名は。 ５項（３），新潟北都創造会議主催講師への酒代金3,280円負担乱費。平成17年11月21日，「港湾輸送」講演に参加した関係住民委員の氏名は。 予算編成の正当性問題に加え，所管回答は，予算が公正的確に運用されていない具体的な否定事実の問題提起であるから，その立証説明責任は重大である。